

特定事業所集中減算Q&A

(渋川市)

番号	質問	回答
1	対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは系列法人まで含めるのか。	同一法人格を有する法人単位で判断します。
2	「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域」とはどの地域を指すのか。	運営規程に明記された通常サービス提供を行う地域であり、市(または事務移管前の県)へ届出をした実施地域のことです。(提出期限月の1日時点で判定します。)
3	算定記録について、80%を超えていても、正当な理由に該当すれば提出する必要はないのか。	正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで80%を超えていれば、提出が必要です。
4	特定事業所集中減算の対象サービスのうち、1つのサービスにおいて正当な理由なく80%を超えた場合は、全ての利用者に対して半年間減算となるのか？	1つのサービスでも80%を超えていると、全ての利用者に対して半年間減算となります。
5	半年間の減算期間中に改善した(80%以下となった)場合、減算は中止されるのか？	減算適用期間は決められているので、中止にはなりません。
6	計画を作成したが、全く実績がなかった場合の数え方は？	給付管理が行われた利用者の実績で数えます。全く利用が無かった場合は数えません。
7	居宅サービス計画数の中に、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。	特定事業所集中減算の居宅サービス計画数には、介護予防支援計画の数は含みません。
8	給付管理が数ヶ月遅くなった場合の取扱いはどうになるのか。	月遅れで介護報酬を請求したとしても、サービス提供月にカウントしてください。
9	80%ちょうどの場合は減算に該当するのか。	80.001%でも80%を超えていることになりますが、80%ちょうどであれば超えていないので、減算とはなりません。
10	全てのサービスについて80%以下であれば、算定記録を提出する必要はないか。	原則として提出する必要はありませんが、作成のうえ判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保管してください。
11	80%を超えているが、正当な理由がない場合の取扱いは？	このような場合は、減算の対象となりますので、「算定記録」のほか、「介護給付費算定に係る体制等一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」についても、併せて提出をお願いします。
12	判定期間中に新設・休止・廃止した居宅介護支援事業所については、どのように記載したらよいか。	判定期間中に新設・休止・廃止した事業所については、判定対象外ですので提出する必要はありません。
13	正当な理由で、5番を選択した場合は、添付資料が必要であるが、1～4番を選択した場合はどのようなか。	1～4番を選択した場合には、添付資料を提出する必要はありません。

番号	質問	回答
14	利用希望者からの「理由書」や、「理由書一覧」について、様式は何か定められているか。	「理由書」は、希望事業所名、サービス名、希望理由、利用者の氏名・住所・押印、代筆の場合は、代筆者の氏名・押印、記入年月日が記載された書類であれば、様式は問いません。→事業所保管にて提出不要 「理由書一覧」についても、利用者名、法人名、事業所名、希望理由、理由書提出日、地域ケア会議等における意見・助言内容が記載された書類であれば、様式は問いません。→提出する必要がある
15	通常の事業実施地域内に、サービス事業所が5事業所以上所在しているが、受入可能な事業所が5事業所未満である場合に、正当な理由に該当するか。	運営規程に定める通常の実施地域内に所在する事業所数に基づき判断するので、受入可能な事業所数が5事業所未満であることをもって正当な理由とすることはできません。
16	利用者の希望によって特定の事業所に集中した場合は、正当な理由に該当するか。	単に利用者の希望という理由のみでは正当な理由には該当しません。 サービスの質判断基準のいずれかに該当し、再計算すると80%以下となる場合には正当な理由に該当します。
17	該当サービスを位置づけた計画が1件しかないの、100%となってしまうが、提出の必要はあるか。	80%を超えているので、提出する必要があります。しかし左記の場合は計画件数が1件ということで、正当な理由に該当しますので、正当な理由の番号を記載する欄に忘れずに記載のうえ提出してください。
18	紹介率最高法人が同率で2箇所となってしまうが、記載方法はどのようなか。	紹介率最高法人が同率で複数ある場合は、いずれか一つの法人を記載してください。
19	80%を超えているサービスと超えていないサービスがあるが、超えていないサービスについても算定記録に記載するのか。	80%を超えていないサービスについても記載して提出してください。 全てのサービスにおいて80%以下である場合は事業所保管にて提出は不要です。
20	前回から引き続き減算となるが、「介護給付費算定に係る体制等一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」は提出するのか。	「介護給付費算定に係る体制等一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」は、減算の有無に変更がある場合に出していただきます。 前回既に提出しており、引き続き変更がない場合には提出は不要です。
21	全く実施していないサービスについては、算定記録には「0」を記載する必要はあるか。	全く実施していないサービスの該当箇所の欄への記載は不要です。
22	通所介護サービスのうち、平成28年4月1日から地域密着型通所介護サービスへ移行している事業所があるが、どのように取り扱うか。	通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算します。

番号	質問	回答
23	一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。	一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、法人ごとに1件ずつ計上します。 例えば、2か所の訪問介護事業所を位置づけた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置づけた場合は、法人ごとに「1件」とカウントします。 なお、複数事業所を位置づけていても、「それぞれのサービスを位置づけた居宅サービス計画数(分母)」のカウントは「1件」です。 ※詳しくは、算定記録のExcelファイル「計算例」シートを確認してください。
24	正当な理由(5)を選択した場合は、どのような計算方法になるのか。	「紹介率最高法人を位置づけた計画数のうち当該理由に該当する計画数」を「当該サービス計画を位置づけた居宅サービス計画数」及び「紹介率最高法人を位置づけた計画数」から除外して計算します。 例) A: 通所介護を位置づけた居宅サービス計画数・・・82件 B: 紹介率最高法人を位置づけた計画数・・・102件 C: 紹介率最高法人を位置づけた計画数のうち地域ケア会議等で意見・助言を受けている計画数・・・8件 実際の紹介率: $B \div A$ $82 \div 102 = 80.4\%$ (減算該当) 正当な理由(5)①を選択した場合: $(B - C) \div (A - C)$ $(82 - 8) \div (102 - 8) = 74 \div 94 = 78.7\%$ 80%以下のため減算なし ※詳しくは、計算式のExcelファイル「計算式(記載例)」シートを確認してください。